

尾張旭市監査公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき実施した財政援助団体（公益社団法人尾張旭市シルバー人材センター）監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

平成28年5月31日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

# 財政援助団体監査報告書

## 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項に基づく監査（財政援助団体監査）

## 2 監査の対象

平成 26 年度及び平成 27 年度の公益社団法人尾張旭市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）に対する補助金に係る出納その他の事務及び本市からの財政援助に係る事務

## 3 監査の期間

平成 28 年 3 月 25 日から平成 28 年 4 月 27 日まで

## 4 監査の方法

シルバー人材センターの事務及び当該団体に関する市の事務が、関係法令に基づき適正に執行されているか、補助金は交付条件に従って使用されているか等について実施した。また、監査にあたっては、関係書類を抽出により検査するとともに、関係者から説明を聴取した。

## 5 監査の結果

シルバー人材センターの事務及び当該団体に関する市の事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。その中で、一部不適切なものが次のとおり見受けられた。今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

## 6 指摘事項（長寿課事務分）

尾張旭市補助金等交付基準第 10 条により、補助金交付要綱には、補助率又は補助金等の額を規定する必要があるが、シルバー人材センター事業費補助金交付要綱第 5 条及び別表の算定基準には、補助率又は補助金の額が明確に規定されていない。

補助金交付要綱は、市が補助金の事務処理を行うにあたって、その判断基準となるものであり、その内容を具体的に定める必要がある。よって、上記の算定基準に、補助率、補助金の額の数値基準を明確に規定する必要がある。

## 7 監査意見

地方自治法第 199 条第 10 項の規定に基づき、次のとおり意見を付す。

収支決算書について、現在の様式で適正な事務処理がされてはいるが、勘定科目が非常に細かく建てられていることが気になることである。様式を定めるにあたって

の考え方が、性質別か目的別かが混在していることに問題意識を持っていただきたい。実際に事務を行い易く、一見してわかり易いかも知れないが、古い会計基準をそのまま引用したもので、現在はあまり使われていない形態のものである。事務の煩雑さを避ける点からも、今後、現在の会計基準のひな形を参考に様式の変更について検討されたい。

さて、会員の中には現役時代の職業経験などで培われた高度な知識や技術を有する方がたくさんおられる。これらの会員の能力を個別に把握し、それぞれが持つ能力の活用方法について検討していただきたい。また、会員の業務従事後において、積極的にコミュニケーションを図ることによりその業務状況を把握し、発注者の満足度を高めることに留意されたい。

仕事を通じた高齢者の社会参加の推進と、その能力の活用による地域社会への貢献の実現が、シルバー人材センター設立の趣旨であることに鑑み、その趣旨に沿った就業機会の確保に引き続き努められたい。